

東法連ニュース

2019年
(平成31年)
1月号
第395号

一般社団法人 東京法人会連合会 © 〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階

TEL 03-3357-0771 (代) URL : <http://www.tohoren.or.jp> Mail : info@tohoren.or.jp



小林会長

年頭寸言

「新しい時代を迎えるにあたって」

今年5月に平成から新しい元号に変わる。「平和の達成」という願いが込められた時代を締めくくる意味でも、歴代最長在職日数を視野に入れた安倍首相による安定した政権運営が期待できることは歓迎すべきであろう。さらに言えば、歴史に名を残す名宰相としてこれまで以上に大胆な政策、思い切った改革によって山積する課題の解決に道筋をつけ、新しい時代が前途ある幕開けを迎えられることを願う。

なかでもデフレ脱却と並んで重要な課題は財政再建・社会保障改革である。10月に予定される消費税率引き上げはその一步ということになるが、一方で景気の回復が途切れるとデフレ脱却が遠のくため増税による悪影響の緩和は不可欠だろう。ただ、過度に歳出を増やせば財政健全化は遅れ、増税の本来の目的である将来世代の負担軽減はかなわない。そのバランスには細心の注意を払うべきである。また、消費税の軽減税

年頭のごあいさつ

あけましておめでとうございます。
本年が皆様にとりまして輝かしき一年となりますよう祈念申し上げます。

さて、年頭のごあいさつにあたり、全法連の季刊誌で年頭寸言をご覧になった皆様も多いと思いますが、ここに同文を掲載さ

せていただきます。

本年も、法人会活動に対して一層のご協力をお願い申し上げますとともに、会員企業の皆様のご隆盛を心から祈念申し上げます。年頭のごあいさつとさせていただきます。

率導入が予定されているが、食料品と外食の区別など対象を巡る混乱やシステム対応などの負担が懸念される。政府に定義の明確化や負担軽減策の整備と周知を求めると共に、我々事業者としても情報収集や支援策の活用を含めた対応を進めたい。

事業の次世代への承継も重要な課題である。昨年、事業承継税制が改正され、利用できる範囲が拡大、条件も緩和され格段に使いやすくなった。事業経営を取り巻く環境は、AIやIoTなどIT技術の加速度的な進化によって急速に複雑化しているが、こうした環境変化も相まって、本制度改正は次世代への承継を促す契機となり、円滑に進めるための有効なツールともなる。

法人会では、今後も税制面を中心に事業環境の変化に即した情報発信や提言を積極的に行い、新時代を迎える日本を支えていきたい。

一般社団法人東京法人会連合会

会長 小林 栄三

東法連の中間決算承認 税を考える週間行事などを報告

東法連理事会

平成30年度第3回東法連理事会が12月7日、全法連会館で開催され、東法連の平成30年度中間決算(4月1日～9月30日)、業務執行理事の職務執行状況について、いずれも承認された。

また、「ふ

やそう2万社GOGOキャン

ペン」の

推進状況、税

を考える週間

行事の実施結

果、地球温暖

化対策報告書

の提出状況な

どについて報

告があった。



あいさつする小林栄三会長

中間決算はほぼ予算通りに執行

東法連の中間決算は、ほぼ予算通りに執行されており、前年度同月時点と同様の執行状況となっ

ている。経常収益は前年度の152百万円に対して153百万円、経常費用は

前年度の147百万円に対して145百万円であり、正味財産残高は、前年度の321百万円に対して320百万円である旨の報告があった。なお、この中間決算については、11月28日に東法連監事による監査を受けている。

「ふやそう2万社GOGOキャンペン」2年通算進捗率は62・3%

「ふやそう2万社GOGOキャンペン」の東法連の推進状況では、平成30年度目標に対し、10月末現在47・9%、平成29年度・30年度の通算目標に対しては、62・3%の進捗率であるとの報告があった。

協賛講演会 キッザニア東京租税教育など税を考える週間行事を報告

税を考える週間行事の実施結果では、野村資産承継研究所理事長品川芳宣氏による協賛講演会、キッザニア東京における租税教育活動、山手線一周税務広報活動、J

確定申告期に法人会とe-TaxをPR 都営地下鉄線車内広告を実施

東法連では、2月18日から始まる確定申告期に都営地下鉄線で法人会とe-TaxをPRする車内広告を実施する。

掲示期間は2月1日から2月28日の1ヶ月間で、都営地下鉄浅草線、三田線、新宿線の下ア横、大江戸線



都営地下鉄線ドア横ポスター

都営地下鉄車内広告

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| (1) 期 間 | 平成31年2月1日(金)～2月28日(木) 1ヶ月 |
| (2) 路 線 | 浅草線、三田線、新宿線、大江戸線 |
| (3) 掲示場所 | 浅草線、三田線、新宿線(車両内ドア横) 大江戸線(車両内まど上) |
| (4) 車 両 数 | 1,132両(1両1枚) |



中間決算等を審議する理事会

R線車内まど上広告などが報告された。また、キッザニア東京での租税教育については、約6800人の来場者があり、NHKや、朝日新聞など、多くのマスコミで取り上げられたことな

どが報告された。そのほか、第32回法人会全国青年の集い(岐阜大会)における租税教育活動事例発表については、東法連代表として町田法人会がエントリリーし、「まちだスタイル・『新・かねしばい』出前型・イベント型・授業型」をテーマに発表を行ったことが報告された。

また、地球温暖化対策報告書の提出状況については11月15日現在、事務局と会員合わせて827件(前年同時期795件)であるとの報告があった。

大法人を対象に 調査部所管法人セミナーを開催

東法連は12月11日、ベルサール飯田橋駅前で第5回調査部所管法人セミナーを開催した。セミナーは第1、第2ブロックの一部の単位会と第5、6ブロックの単位会計25会との共催で、対象は同法人会の管轄地域内に所在する国税局調査部所管法人(原則として資本金額が1億円以上の法人)である。なお、3ブロック4ブロックについては同内容のセミナーを2月に開催する。当日は、200社の法人から経理担当者など300名が参加した。

経済や財政の推移と 税務当局の対応などを解説



講演する佐藤伸樹氏

第一部では、東京国税局調査第一部長の佐藤伸樹氏が「税務行政の現状と課題〜経済・社会の構造変化を踏まえて」と題し、過去から



講演を熱心に聞き入る参加者

現在までの経済や財政の推移とともに、それらに対する税務当局の対応や、申告書の自

主点検と税務上の自主監査など税務コンプライアンスの維持・向上に向けた取り組みを解説した。

第二部では、東京国税局課税第二部消費税課実務指導

専門官の太田彰典氏が「消費税の軽減税率」について、同局調査第一部調査開発課情報技術専門官の出口毅氏が「e-Tax義務化制度」について、同調査第一部国際情報第一課課長補佐の西坂彰弘氏が「移転価格税制の執行」についてそれぞれ講演した。

セミナー終了後 名刺交換会を開催

このセミナーは、東法連と単位会が協力して実施することで、調査部所管法人との接触を増やすとともに、国税庁が推進する「税務に関するコーポレートガバナンスの充実」を周知することを目的としている。また、非会員も対象とすることから会員増強にも役立つ

ものと考えている。なお、セミナー終了後には講師及び国税当局の担当者も交え、参加者30数名との名刺交換会が行われた。

本誌12月号記事訂正

3ページ2段9行目に「古田肇 岐阜県知事」とありますが、正しくは、「河合孝憲 岐阜県副知事」です。以上のように訂正し、謹んでお詫びし申し上げます。

「税制講演会」のご案内

東法連では、「税制講演会」を左記のとおり開催します。一般(非会員)の方の参加も可能としております。是非ご参加ください。

日時 平成31年3月6日(水)午後2時30分〜4時
場所 京王プラザホテル 南館4階「扇」

新宿区西新宿2-2-1
JR・京王線・小田急線・地下鉄「新宿駅」西口より徒歩5分
都営大江戸線「都庁前駅」より徒歩1分

テーマ 「〜知らなかったでは済まされない〜軽減税率を考える」
講師 東京大学大学院法学政治学専攻教授 加藤 淳子氏

定員 200名(定員になり次第締め切ります)
参加費 無料

参加のお申込みは
東京法人会連合会事務局(TEL 03-3357-0771)まで

東京国税局からのお知らせ

平成30年分確定申告期における税務署等の閉庁日対応の実施について

東京国税局管内の税務署等では、平成30年分確定申告期においても、次のとおり閉庁日対応を行います。

○閉庁日対応を行う税務署等

【東京都】 杉並、荻窪、豊島、板橋、葛飾、八王子、武蔵野、武蔵府中、町田、日野及び東村山税務署
次の税務署においては各合同会場で実施します。

合同会場(対象署：麴町、神田、日本橋、京橋、芝、麻布、小石川、本郷、
東京上野、浅草、本所、向島、江東西及び江東東税務署)

合同会場(対象署：品川及び荏原税務署)

合同会場(対象署：四谷、新宿及び中野税務署)

合同会場(対象署：目黒、世田谷、北沢、玉川及び渋谷税務署)

合同会場(対象署：大森、雪谷及び蒲田税務署)

合同会場(対象署：王子及び荒川税務署)

合同会場(対象署：練馬東及び練馬西税務署)

合同会場(対象署：足立及び西新井税務署)

合同会場(対象署：江戸川北及び江戸川南税務署)

合同会場(対象署：立川及び青梅税務署)

○閉庁日対応を実施する日 平成31年2月24日(日)及び3月3日(日)

○対応業務 確定申告書用紙の配付、申告相談、確定申告書の収受及び納付相談

※ 下線部は、税務署庁舎外の申告書作成会場で閉庁日対応を行う税務署です。

※ 荏原、大森、雪谷、荒川、練馬西、西新井、江戸川南、青梅及び下線部分の税務署の庁舎では執務は行いません。

※ 詳しくは、お近くの税務署にお問い合わせください。

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの
手続きがインターネットで行えます。

国税電子申告・納税システム

e-Tax

電子申告で
効率UP!

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。 ※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

■所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書作成コーナー」を利用すれば、パソコンやスマートフォンで申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダライタを準備すれば、自宅等のパソコンからe-Taxで提出できます。

また、マイナンバーカードやICカードリーダライタをお持ちでない方も、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署で事前に手続きを行うことで、e-Taxをご利用いただけます。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の
提出省略(注)

還付が
スピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは
WEBへ

イータックス

検索

www.e-tax.nta.go.jp